

## ミャンマー法律情報レポート

## ミャンマー法律情報（2015年5月）

## 大統領府がコーカン自治地帯の非常事態宣言を延長（5月18日）

大統領府は、シャン州コーカン自治地帯にコーカン武装組織の破壊・攻撃についての命令（非常事態宣言）を延長する大統領府命令（Ordinance No. 3/2015）を発出した。大統領府は2015年2月17日に同地域暴徒による破壊・攻撃に対し、憲法第412条第1項に基づき90日を期限とした非常事態宣言（1/2015）を発令していたが、治安回復の兆しが見えないため連邦議会第12回通常会期の初日にあたる5月15日に宣言の延長要請が提出され、承認されていた。同命令は8月17日まで延長される。

## 大統領府がコーカン自治地帯の軍事行政命令を延長（5月18日）

大統領府はシャン州コーカン自治地域における行政、地域の平和と安定、法及び秩序の回復のため、2015年2月17日の軍事行政命令を延長する命令を発出した。軍事行政命令に基づき、憲法413条(b)項で定められた、「地域社会の平和及び安寧並びに法及び秩序の維持に関する行政上の権限及び任務並びに司法上の権限及び任務」が引き続き国軍司令官に与えられる。国軍司令官が治安回復のための権限行使を自ら行使するか、適切な軍事当局に付与することができる。

## 看護師及び助産師委員会法の制定（5月19日）

国内の福祉制度を充実させるため、看護師・助産師資格を委員会制度の下で明確化・制度化することで、看護師・助産師の質やサービスの向上をはかろうとする看護師及び助産師委員会（Council）法が採択された。

## 人口抑制福祉法の制定（5月19日）

同法は、人口政策に係る貧困削減と生活レベルの改善をサポートすることで国民の福祉改善をはかる「人口抑制福祉（Health Care）法」が制定された。同法は、人口抑制政策につき州及び管区や都市毎に設置される機関が責任を負うものとしている。また、「出産間隔」に関する定義（出産後に次の子供を出産まで3年以上の期間をあける）が置かれており、今後関連の議論が進むものと考えられる。同法は4月6日に連邦議会が採択していた。

## 改正連邦税法の採択（5月27日）

連邦議会は5月27日、連邦税法の修正案を採択した。この修正案は2015年及び2016年度のモバイル・サービスに対する課税免除を求めるもの。これまで租税法に基づく規定により、情報技術サービスに対する課税は免除対象から外されることとされ、2015年6月1日から携帯電話の使用料金をチャージする際に5%が商業税として自動的に徴取されることが決まっていた。

## 国内船舶法の制定（5月19日）

国内船舶の安全な航行のための管理制度を定める「国内船舶法」が制定された。同法は、事故防止等のため船舶の点検、船長や造船員についての免許制度、船舶の乗客の安全確保の他、廃棄物・燃料等の投棄等による船舶由来の汚染防止、海難審判、外国船舶の入港許可、違反時の罰則などについて規定を置く。同法は4月6日に連邦議会が採択していた。

## 包括的民族会議の実施（5月10日）

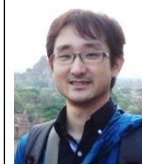
3月31日付で、ミャンマー政府と少数民族勢力の連合体である全国規模停戦調整委員会（NCCT: Nationwide Ceasefire Coordination Team）との間で、停戦合意文書の内容につき基本的合意に達したことを踏まえ、包括的民族会議（all-inclusive ethnic conference）の早期実施が決定された。同会議は、NCCTを構成する16の少数民族を含む全民族の参加が認められ、政府と全民族代表との間で、包括的な停戦の最終合意を目指すもの。

**ミャンマー・日本法律研究センター**: 2013年6月にヤンゴン大学と名古屋大学のMOUによりヤンゴン大学内に設置。ヤンゴン大学での講義を通じた日本法発信、ミャンマー法の研究等の事業を進めている。ASEAN地域やメコン地域の法制度研究も推進予定。



大久保晋吾

名古屋大学法学研究科特任講師・ヤンゴン大学客員教員・弁護士。外務省を経て2014年1月から現職



波多野英治

名古屋大学法学研究科特任講師・ヤンゴン大学客員教員。地球環境戦略研究機関(IGES)、外務省を経て2014年8月から現職

調査協力

👤 Ja Pu (リサーチアシスタント)

👤 Phyo Wai Moe (アシスタント)